

## 商標審査基準の見直しについて

平成 27 年 6 月

**1. 商標審査基準の見直しの必要性**

商標審査基準（以下「審査基準」）は、商標審査実務と密接に関わる商標法の適用についての基本的な考え方（解釈・運用等）をまとめたものであり、審査における一般的な指針としての位置づけに加え、出願人や代理人が特許庁における実務に対する理解を深めるためにも広く利用されている。

現行の審査基準は、昭和 46 年に初版が発行されて以来、法律改正・社会情勢の変遷・ユーザーニーズの変化等に応じる形で、部分的には改訂を重ねてきたが、審査基準全体にわたる見直しは充分に行われていない。他方、近時において、ユーザーから更に明確でわかりやすい審査基準とするよう要望があること及び商取引を取り巻く環境も大きく変化している。

また、本年 6 月 19 日に知的財産戦略本部において決定された「知的財産推進計画 2015」において、商標審査の予見可能性と一貫性を向上させるため、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい商標審査基準とすべく、その記載内容を見直して改訂することとされている。

**2. 商標審査基準の見直しの方向**

商取引を取り巻く環境の変化やユーザーの意見・要望等を踏まえ、審査基準の基本的な構成を見直すとともに、商標審査基準が審査官にとって審査実務上の必要十分な指針となること、また、商標制度を利用するユーザーの便宜に資するものであることを考慮し、簡潔かつ明確にして理解しやすい記載にすることが望ましい。

あわせて、審査基準の基本的な考え方の理解を深める上で有用な近時の裁判例等を拡充し、商標審査のさらなる的確性の向上と、商標制度を利用するユーザーの予見可能性の向上を図ることが望ましい。

**3. 今後の進め方**

商標審査基準の見直しについては、今後、商標審査基準ワーキンググループにおいて、優先度の高い項目から順次検討を行うこととする。